

競争参加者の資格に関する公示

空自那覇(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という）を得ようとする者の申請方法について次のとおり公示します。

令和6年4月1日

沖縄防衛局長 伊藤 晋哉
(公印省略)

- 1 案件名 空自那覇(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事
- 2 履行場所 ー
- 3 案件概要

ア 技術協力業務

・ 業務内容

本業務は、航空自衛隊那覇基地及び海上自衛隊那覇基地内における施設の整備に係る技術協力業務を行うものである。

イ 対象施設

建替施設（建替後の施設）

- ・ 庁舎新設（2階建 約1,000㎡）、（2階建 約1,300㎡）、
（2階建 約1,100㎡）
- ・ 教場新設（1階建 約1,200㎡）、（2階建 約1,100㎡）
- ・ 食堂新設（2階建 約1,800㎡）
- ・ 整備場新設（2階建 約1,800㎡）、（1階建 約1,400㎡）、
（1階建 約1,500㎡）、（1階建 約2,000㎡）、
（1階建 約1,100㎡）
- ・ 倉庫新設（2階建 約12,000㎡）、（1階建 約1,700㎡）
- ・ 格納庫新設（2階建 約6,500㎡）、（1階建 約2,300㎡）、
（1階建 約1,300㎡）、（1階建 約5,400㎡）、
（2階建 約11,000㎡）、（1階建 約7,600㎡）、
（2階建 約6,300㎡）、（1階建 約1,000㎡）2基※
- ・ 体育館新設（2階建 約4,500㎡）、（3階建 約4,300㎡）
- ・ 隊舎新設（2階建 約1,500㎡）、（2階建 約1,500㎡）、
（2階建 約2,500㎡）
- ・ 上記以外の1,000㎡未満の建物
計70棟、計約8,000㎡

※印は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務の追加について、技術協力業務の契約を締結した後に受注者と協議を行うものである。

改修施設

- ・ 消防車庫改修（2階建 約1,200㎡）、
- ・ 厚生センター改修（1階建 約1,900㎡）
- ・ 食堂改修（1階建 約1,900㎡）
- ・ 格納庫改修（1階建 約3,100㎡）、（1階建 約2,000㎡）、
（3階建 約8,900㎡）、（1階建 約4,700㎡）、
（2階建 約11,000㎡）、（2階建 約5,000㎡）
- ・ 庁舎改修（2階建 約1,000㎡）、（4階建 約2,200㎡）、
（4階建 約2,600㎡）、（3階建 約11,000㎡）、
（5階建 約10,000㎡）、（2階建 約1,600㎡）、
（1階建 約1,000㎡）、（2階建 約3,300㎡）、
（3階建 約5,000㎡）
- ・ 整備場改修（1階建 約3,800㎡）、（3階建 約3,000㎡）

- ・隊舎改修（3階建 約5,400m²）、（2階建 約2,500m²）、
（4階建 約6,800m²）、（3階建 約3,100m²）、
（3階建 約5,000m²）、（4階建 約8,300m²）、
（3階建 約2,800m²）、（4階建 約3,300m²）、
（2階建 約1,600m²）、（4階建 約3,100m²）
 - ・車両整備場改修（2階建 約2,200m²）
 - ・隊庁舎改修（2階建 約1,200m²）
 - ・器材庫改修（1階建 約1,700m²）
 - ・倉庫改修（2階建 約2,700m²）
 - ・食厨改修（2階建 約1,200m²）
 - ・上記以外の1,000m²未満の建物
- 計131棟、計約18,000m²
仮設一式、建物付帯土木工事一式、解体工事一式

4 履行期間 令和11年3月15日

5 競争参加資格審査申請書の交付

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部契約課
電話 098-921-8131（内線 160）

(2) 申請書の入手方法

すべて、電子データで交付を行う。なお、通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼する。依頼方法は、入札公告4(2)オに記載のとおり。

(3) 交付期間 令和6年4月1日 から 令和6年6月7日 までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時まで。最終日は正午まで。

6 申請書の提出

(1) 提出期間 令和6年4月1日 から 令和6年4月22日 までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。 令和6年4月22日 は正午まで。

(2) 提出場所 上記5(1)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。

なお、持参、郵送若しくは託送により申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和6年4月1日 付支出負担行為担当官沖繩防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、令和6年4月23日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時点に審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者の組み合わせとする（最大10者）

- ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（B等級）は「建築一式工事」、「土木一式工事」のいずれかで級別の格付を受け、沖繩防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る格付を受け、沖繩防衛局に競争参加を希望していること。
- イ 防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」かつ「コンサルタント建築：C以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は、「建築一式：990点以上」、「土木一式：990点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員のうち1者（B等級）については、「建築一式：830点以上」又は「土木一式：830点以上」のいずれかであること。
- ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖繩防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ア 代表者は、平成21年度以降公示日までに

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の元請として完成又は引渡し完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1棟当たりの延べ面積5,000㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員（専門工事を除くA等級）は、平成21年度以降入札公告日までに

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の元請として、又は防衛省発注の総合工事の一次下請けとして完成又は引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1棟当たり延べ面積2,000㎡以上の建物新設に係る建築、土木のいずれかの工事を施工した実績を有すること。

代表者以外の構成員（専門工事を除くB等級）は、平成21年度以降入札公告日までに元請として完成又は引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築、土木、電気、管、電気通信工事のいずれかの工事を施工した実績を有すること。

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事の入札説明書に示すものにあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ 建設業法の建築一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事、電気通信工事又は解体工事のいずれかにつき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 「建築一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、説明書5の代表者に求める条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- 8 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体の取扱い
上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「空自那覇(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事 ○○建設・○○建設・○○建設 建設共同企業体」とする。
- (2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。